

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年10月24日

**【会社名】** オーストラリア・ニュージーランド銀行  
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)  
(Australian Business Number 11 005 357 522)

**【代表者の役職氏名】** グループ財務責任者 (Group Treasurer)  
リック・モスカティ (Rick Moscati)

**【本店の所在の場所】** オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、  
コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン  
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands,  
Victoria 3008, Australia)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 黒丸 博善

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
T M I 総合法律事務所

**【電話番号】** 03-6438-5511

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 黒丸 博善

**【連絡場所】** 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
T M I 総合法律事務所

**【電話番号】** 03-6438-5511

**【縦覧に供する場所】** 該当なし

## 1 【提出理由】

オーストラリア・ニュージーランド銀行（以下「ANZ」という。）は、2017年8月16日、全額払込済強制転換永久劣後社債の募集を開始する旨を発表いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(注1) 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円金額は、1ドル=90.29円の為替レート（2017年10月16日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場）により換算されている。

(注2) 本書に使用されている用語は、2017年8月24日にオーストラリア証券投資委員会に提出されたANZによる全額払込済強制転換永久劣後社債募集に関する2017年8月24日付の目論見書（以下「目論見書」という。）においてその対応する英語の用語に与えられた意味を有する。

### (1) 有価証券の種類及び銘柄

オーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ）全額払込済強制転換永久劣後社債（以下「ANZキャピタル・ノート5」または「本社債」という。）

### (2) 本社債に関する事項

#### ( ) 発行価格

1 本社債につき、額面金額100ドル（9,029円相当額）

#### ( ) 発行価額の総額

931,078,200ドル（約840億6,705万678円相当額）

#### ( ) 券面額の総額

931,078,200ドル（約840億6,705万678円相当額）

#### ( ) 利率

分配は、本社債に関する現金支払いであり、本社債がすべて転換、償還または償却されるまで、四半期ごとに支払われる予定である。

分配率は、以下の計算式に従って計算される。

分配率 = (オーストラリア銀行間取引金利（BBSW）レート + マージン) × (1 - 法人税率)

ただし、

BBSWレートは、分配期間の最初の営業日におけるBBSWレートである。

マージンは、証券仲介会社再投資募集におけるブックビルディングに基づき決定された、年率3.80%である。

法人税率は、関連する分配支払日現在のANZの課税済勘定（franking account）に適用されるオーストラリアの法人税率である。

分配の支払いはANZの完全な裁量によるものであり、すなわちANZはこれを支払わなければならないものではない。

また分配の支払いは、支払条件が満たされた場合のみ行われる。

#### ( ) 償還期限

(a) 本社債は永久債である。

(b) ANZキャピタル・ノート5は、確定満期日がないが、強制転換条件（下記（ ）に定義される。）が満たされ、2027年に3月20日以前に別途交換されていない場合、2027年3月20日にANZ普通株式に転換される。これらの条件が2027年3月20日に満たされていない場合、転換は、条件が満たされる次の分配支払日に行われる。強制転換条件が満たされないために転換が行われないリスクがある。

強制転換条件が満たされない場合、本社債は転換されず、無期限に存続するリスクがある。

「転換」とは、本社債に関して、ANZ普通株式の割当ておよび発行ならびに本社債に関連する保有者の権利の終了を意味する。

(c) ANZは、任意交換日に、または税務事由もしくは規制事由の発生後、ANZキャピタル・ノート5の全部または一部の交換を選択できる。いずれの場合もオーストラリア適正規制庁（APRA）が承認を与え、一定の条件を満たす場合に限られる。

「交換」とは、以下を意味する。

- ・ 本社債が、1 本社債につき約101ドルの価値をもつものとして、変動する数のANZ普通株式に転換される、
- ・ 本社債が、1 本社債につき100ドルで償還される、

- ・ 本社債が、1 本社債につき100ドルでANZが指定する買取人（ANZ又はANZの関連団体は不可）に転売される、または
- ・ 上記の組み合わせ。

ANZの交換選択は、APRAの事前の書面による承認なしに行われることはなく、また一定条件が満たされなければならない。

「任意交換日」とは、2025年3月20日である。

「税務事由」は、発行日以後に（かつ発行日時点でANZによりその発生が予想されていない）オーストラリアの税法またはオーストラリア国内の課税に影響を与える行政上の宣告もしくは決定の変更の結果、ANZが発行済の本社債に関連して、わずかとは言えない不利な税効果にさらされる可能性がある、または分配が課税の目的で、課税済の配当または分配ではなくなる可能性がある、というANZの取締役が受け入れられないと判断するわずかではないリスクがある旨の専門家による助言をANZが受領した場合に概して発生する。

「規制事由」は、発行日以後にオーストラリア国内の法令もしくはAPRAの声明の変更の結果（以下「規制変更」という。）、本社債に関連してANZに対して、取締役が受け入れられないと決定する、または取締役が、規制変更の結果、ANZはすべての本社債を追加的Tier 1 資本として扱う権利を有さないもしくは今後有しないと決定する、追加的な要件が課される可能性がある旨の法律上の助言をANZが受領した場合（かつ発行日にANZによりその発生が予想されていない場合）に概して発生する。

(d) 支配権変更事由が発生した場合、ANZは発行済のANZキャピタル・ノート5のすべてを一定数のANZ普通株式に転換する旨の通知を行わなければならない。

株式公開買付けまたは一連の取決めにより、ANZの支配権を取得する手続きが取られ、さらに買収の発生もしくは実施に必要な承認もしくは条件が満たされた場合、概して支配権変更事由が発生する。

ANZは、一定の追加制限に従い、約101ドルの価値をもつものとして各本社債を（支配権変更転換日の前営業日（同日を含まない。）直前の普通株式の取引が行われる通常20営業日の期間中の出来高加重平均価格に基づき）一定数の普通株式に転換するために支配権変更転換通知を行わなければならない。ただし一定の条件が満たされることを条件とする。

(e) トリガー事由後の強制転換または償却

トリガー事由は、ANZが深刻な財政的困難に陥った場合に発生する可能性がある。本社債は当社普通株式へ転換または償却される。いずれの場合も本社債権者は損失を被る見込みである。本社債が何らかの理由で転換されない場合（不能事由を含む。）、本社債は償却される。すなわち、これらの本社債は転換も交換もされず、本社債に関連するすべての権利は終了し、本社債権者は資金の返済を受けることができない。

「トリガー事由」とは、「普通株式資本トリガー事由」または「存続不能トリガー事由」を意味する。

「普通株式資本トリガー事由」は、普通株式による自己資本比率が5.125%以下である、と ANZが決定する、または APRAがそのように考える旨をANZに対して書面で通知する、場合を意味する。

「存続不能トリガー事由」とは、( )APRAが、Tier 1 資本商品（普通株式への転換もしくは償却が可能である。）の転換もしくは償却がなければ、ANZが存続できないと考えるため、Tier 1 資本商品の転換もしくは償却が必要である旨の通知をAPRAがANZへの書面により行ったとき、または( ) 公的部門による資本注入もしくはそれに相当する支援がなければANZが存続不能であるとAPRAが決定した旨の通知をAPRAがANZに書面により行ったとき、のいずれか早い方を意味する。

「不能事由」とは、ANZが適用ある法または裁判所の命令もしくは権限ある政府機関の措置（支払不能、清算またはその他ANZの外部管理を含む。）により、またはその他の理由により、本社債の転換を妨げられていることを意味する。

( ) 本社債の目的となる株式の種類、内容及び数

本社債が転換される場合、本社債権者は1 本社債につき、以下の数式を用いて計算される数と等しい数の普通株式を受領する（ただし、転換される数は最大転換数を超えないものとする）。

$$\frac{\text{額面金額（すなわち100ドル）}}{99\% \times \text{出来高加重平均価格}}$$

本社債権者が所有する本社債は、それ以前に交換されていない場合、2027年3月20日にANZ普通株式に転換される。ただし、一定の条件が満たされる場合に限られる。この強制転換により本社債権者が受領する普通株式の数は、最大転換数を超えないものとする。

最大転換数とは、以下の計算式を用いて決定される。

$$\text{最大転換数} = \frac{\text{額面金額}}{\text{発行日の出来高加重平均価格} \times \text{関連数}}$$

関連数とは、

(x) 転換が強制転換日(いずれの場合も強制転換条件が満たされた(a) 2027年3月20日(以下「予定強制転換日」という。)、および(b) 予定強制転換日より後の最初の分配支払日(以下「その後の強制転換日」という。)、(以下、それぞれを「関連日」という。))のいずれか早い方を意味する。)に起きる場合は0.5、および(y) 転換がそれ以外の日に起きる場合は、0.2、を意味する。

発行日の出来高加重平均価格は29.70ドルと算出された。したがって、当初の最大転換数は以下の通り設定されている。

- ・ 転換が強制転換日に起きる場合は、1 本社債につきANZ普通株式6.7340株、および
- ・ 転換がそれ以外の時に起きる場合は、1 本社債につきANZ普通株式16.8350株

( ) 本社債の総数  
9,310,782

( ) 本社債の転換に際して払い込むべき金額  
該当なし

( ) 転換期間  
上記( )および下記( ) 参照。

( ) 転換の条件

(a) 強制転換

2027年3月20日(強制転換条件がその日に満たされた場合)または強制転換条件が満たされたその日より後の最初の分配支払日に、ANZはその時点で発行済の本社債すべて(一部は不可)を普通株式に転換しなければならない。各関連日に関する強制転換条件とは、

- 第1の強制転換条件: 関連日(同日を含まない。)の25営業日前の日(以下「第1検査日」という。ただし、当該日にANZ普通株式の取引が行われない場合、第1検査日は、ANZ普通株式の取引が行われる関連日(同日を含まない。)の25営業日前の日直前の最初の営業日とする。))の出来高加重平均価格が、発行日の出来高加重平均の56.00%を上回る場合。
- 第2の強制転換条件: 関連日(同日を含まない。)より前に普通株式の取引が行われる20営業日の期間(第2検査期間)中の出来高加重平均価格が発行日の出来高加重平均価格の50.51%を上回る場合。
- 第3の強制転換条件: 関連日に関して上場廃止事由が適用されない場合。

上場廃止事由とは、ある日について、以下を意味する:(a) 普通株式が当該日または当該日前にオーストラリア証券取引所(ASX)での上場または取引の許可を中止された(および、中止が当該日より前に発生した場合、普通株式が当該日に継続して上場されていないまたは取引を許可されていない場合)、または(b) ASXにおける普通株式の取引が、( ) 当該日の前少なくとも5連続営業日、および( ) 当該日、を含む連続した期間、一時停止されている、または(c) 不能事由が存在する。

(b) 任意交換

ANZは、任意交換日に、または税務事由もしくは規制事由の発生後、ANZキャピタル・ノート5の全部または一部の交換を選択できる。いずれの場合もオーストラリア適正規制庁(APRA)が承認を与え、一定の条件を満たす場合に限られる。

交換通知の送付予定日の2営業日前の日において、以下の場合、ANZは本社債の転換を選択できない:(1) 当該日の出来高加重平均価格が発行日の出来高加重平均価格の22.50%以下の場合、または(2) 上場廃止事由が発生している場合。

転換の完了にはさらに一定の条件が適用される。

(c) 支配権変更事由後の転換

支配権変更事由が発生した場合、ANZは発行済のANZキャピタル・ノート5のすべてを一定数のANZ普通株式に転換する旨の通知を発行しなければならない。

支配権変更事由の発生後、転換が発生する予定の日(支配権変更転換日)において特定の追加制限が適用される場合、ANZは本社債の転換に進むことができない。支配権変更転換日のこれらの転換制限は、支配権変更転換日が可能な強制転換日であるとしたとして、第2の強制転換条件(発行日の出来高加重平均価格の20.21%を参照して計算される。)または第3の強制転換条件が支配権変更転換日に関して満たされていない場合に、適用される。

( ) 本社債の転換による株式発行の際の資本組入額  
100%

( ) 新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとするときはその旨  
該当なし

( ) 本社債の譲渡に関する事項

本社債権者は、( ) ASX決済運用規則に基づき、本社債がASX Settlement Pty Limited が運営するクリアリング・ハウス・エレクトロニック・サプレジスター・システム (CHESS) に預託されている間、および( ) (イ) 会社法が認めるその他のコンピュータ化されたもしくは電子システムに基づく正式な譲渡により、または(ロ) 適用ある法に基づく市場性のある証券の正式または十分な譲渡証書により、その他いつでも、本社債を譲渡することができる。

(3) 発行方法

募集期間は、( ) ANZ証券保有者募集および証券仲介会社再投資募集については2017年8月24日に開始した、および( ) 証券仲介会社新規資金募集については2017年9月15日に開始することが予定されていた。また、( ) ANZ証券保有者募集および証券仲介会社再投資募集については2017年9月13日午後5時(オーストラリア東部標準時(AET))に終了した、および( ) 証券仲介会社新規資金募集に基づくその他の申込者については2017年9月27日午前10時(オーストラリア東部標準時(AET))に終了することが予定されていた。

証券仲介会社再投資募集およびANZ証券保有者募集に基づき割当てられる本社債の金額によりANZの資金需要は満たされることとなったため、ANZは証券仲介会社新規資金募集を行わない旨決定した。

一般募集。以下で構成されていた。

- ANZ証券保有者募集は、( ) 適格なCPS 3 保有者の場合は、買戻ファシリティに基づき2011年9月にANZにより発行された転換優先株式(CPS 3)を売却し、買戻価格による本社債への再投資のためまたは買戻価格による現金の受領のためにANZに直接申込みを行うことについての勧誘、または( ) ANZ証券保有者の場合は、目論見書に基づきANZに直接本社債の申込みを行うことについての勧誘である。ANZ証券保有者とは、2017年8月11日午後7時(AET)の時点で登録されているANZ普通株式、CPS 3、2013年8月に発行されたANZキャピタル・ノート1 (CN 1)、2014年3月に発行されたANZキャピタル・ノート2 (CN 2)、2015年3月に発行されたANZキャピタル・ノート3 (CN 3) または2016年9月に発行されたANZキャピタル・ノート4 (CN 4) の保有者を指す。
- 証券仲介会社再投資募集は、買戻ファシリティに基づきCPS 3 を売却し、買戻価格により本社債へ再投資するために証券仲介会社を通じて申込みを行うことについて適格なCPS 3 保有者に対して行われる勧誘である。
- 証券仲介会社新規資金募集は、目論見書に基づき証券仲介会社を通じて本社債の割当てに申込みすることについて証券仲介会社の顧客または機関投資家に対して行われる勧誘である(証券仲介会社再投資募集に基づくものを除く)。

2017年9月15日、ANZは証券仲介会社新規資金募集を行わない旨発表した。

「証券仲介会社」とは、共同主幹事会社、副幹事会社またはブックビルディングに参加するために共同主幹事会社が選定したASXの参加組織をいう。

適格なCPS 3 保有者：

ANZ証券保有者募集および証券仲介会社再投資募集に基づき、適格なCPS 3 保有者は、買戻ファシリティに基づきCPS 3 を売却し、買戻価格による本社債への再投資を申込みすることができた。ANZ証券保有者募集に基づいた場合のみ、適格なCPS 3 保有者は、もう一つの選択肢として、買戻ファシリティに基づきCPS 3 を売却し、買戻価格による現金の受領を申込みすることができた。買戻価格は、買戻ファシリティに参加する各CPS 3 (1株)につき適格なCPS 3 保有者に対して支払われる価格(100ドル)をいう。また、適格なCPS 3 保有者は、ANZ証券保有者募集(または、もし開始されていたとしたら証券仲介会社新規資金募集)に基づき、追加の本社債の申込みを行うことができた。

ANZ証券保有者募集への申込者：

ANZ証券保有者募集への申込者(オーストラリアに住所を有する者として登録され、ANZ証券保有者募集に基づく申込みを行うANZ証券保有者)は、ANZ証券保有者募集に基づき本社債に対する申込みを行うことができた。

証券仲介会社申込者：

証券仲介会社新規資金募集が開始されていたとしたら、証券仲介会社申込者は、証券仲介会社新規資金募集に基づき本社債の申込みを行う機会を有することとなっていた。

ANZは証券仲介会社新規資金募集を行わない決定を下した。

買戻ファシリティ：

買戻ファシリティは、それに基づき適格なCPS 3 保有者が、2017年8月11日午後7時(オーストラリア東部標準時(AET))に登録されているCPS 3の一部またはすべての売却を申込みすることができるファシリティである。

CPS 3の買戻しでは、買戻ファシリティを通じて市場で売却された買戻ファシリティに参加したすべてのCPS 3が1株当たり100ドルで決済された。買戻ファシリティに参加した約7億6,700万ドルのCPS 3は、ANZのために市場において買取られ、かつ消却されたが、これにより、(CPS 3の条項に従い将来において償還または転換されるまで)約5億7,300万ドルのCPS 3は発行されたままとっている。

(4) 引受人の名称

共同主幹事会社

ANZ Securities Limited  
J.P. Morgan Australia Limited  
Morgan Stanley Australia Securities Limited  
Morgans Financial Limited  
UBS AG, Australia Branch  
Westpac Institutional Bank  
副幹事会社  
Crestone Wealth Management Limited  
Ord Minnett Limited

(5) 募集を行う地域

オーストラリア。一定の場合、ANZキャピタル・ノート5は当該管轄地の法に従い(かつ目論見書に記載の海外販売制限に従い)かかる募集が行われるオーストラリア以外の管轄地において募集することができる。ANZキャピタル・ノート5もしくは本募集を登録もしくは適格にするための行為はなされておらず、またはその他オーストラリア国外でANZキャピタル・ノート5の公募を許可するための行為はなされていない。ANZキャピタル・ノート5の募集は日本において行われない。

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(a) 提出会社が取得する手取金の総額

約922百万ドル(約832億4,738万円相当額)(取引コスト控除後)。

(b) 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

ANZはAPRAにより設定された公認預金受入機関(ADI)の資本要件の充足を支援するため本社債を発行する。ANZはCPS3の借換えおよび一般事業目的に募集の手取金を使用する予定である。

(7) 新規発行年月日

2017年9月28日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

オーストラリア証券取引所(ASX)

(9) 資本金(2017年3月31日現在(直近日))

普通株式

発行済株式数: 2,936,037,009株

資本金の額: 29,036百万ドル(約2兆6,216億6,044万円相当額)